

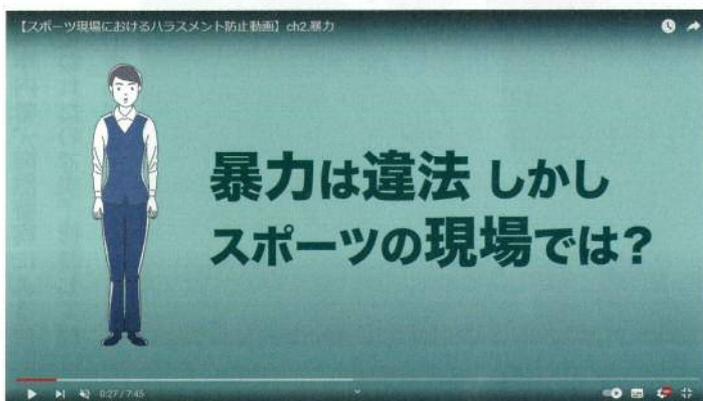
連載 指導現場トラブル防止へ 埼玉弁護士会がアドバイス



〔第7回〕 どんな場面でも 暴力・暴言は許されない

練習中の選手に試合と同じような緊張感を持たせたい、日々の指導の中でそのように考える指導者は多いことでしょう。しかし、そのような目的であっても、暴力や暴言に頼ることは許されません。今回は、この点を判断した裁判事例をご紹介します。

〔記事／弁護士・佐渡島 啓（埼玉総合法律事務所）〕



JSCO（日本スポーツ協会）では、スポーツ現場におけるハラスメント防止を解説した動画を公開しています。ぜひご参考にしてください。



相談窓口

スポーツ庁

スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口

公益財団法人日本スポーツ協会

スポーツにおける暴力行為等相談窓口

03-6910-5827

受付時間：毎週火・木曜日 13:00～17:00（年末年始・祝日を除く）

※ 利用方法の詳細は、日本スポーツ協会のホームページをご確認ください

事案

小学生を部員とする少年団のバレーボール部が、ある大会でサーブミスが重なり敗退しました。そこで、翌日の練習では、サーブを中心とした練習をおこなうことになりましたが、熱血指導者として有名であったコーチAが、より緊張感をもった練習にするために、サーブミスをした部員に対して、他の部員が背中を平手で1回ずつ叩く罰を与えることを発案し、監督B、コーチCと相談のうえ、部員達に指示しました。

たが、それを見とがめたコーチAが「もっと思い切り叩けや」などと指示しました。監督BやコーチCは、背中を叩かれて痛がっている部員を見てもこの罰をやめさせるような言動はしませんでした。その後、部員Dが複数回サーブミスをし、他の部員がDの背中を多数回、強く叩いたことでDが泣き出し、サーブ練習は終了しました。しかし、部員Dは全治約5日間の背部打撲と腰部打撲と診断される怪我を負ってしまいました。

そのために、監督BとコーチAとCが傷害罪で刑事事件として起訴されました。

（大津地裁平成28年7月20日判決）

監督とコーチ計3名は裁判で、部員が他の部員の背中を叩く行為はバレーボールの指導の一環で、試合に臨む際に円陣を組んで互いの背中を叩き合う行為と同様であること、他の部員の保護者は苦情を述べていないなどとして、部員に他の部員の背中を叩くよう指示することに違法性はなかったと主張しました。しかし、裁判所は、「参加者が負傷するような暴力を指導者が自ら行使し、あるいは他の参加者に行使させることがスポーツ指導者として社会通念上許容されているとは到底いえない」から違法であり、ほかの保護者が苦情を述べていないからといってこの判断が左右されることはないとなりました。

その上で、実際に叩く指示をしたコーチAは罰金30万円、バレーボール部の監督として練習方針について最終決定権を有する監督Bも罰金30万円、コーチCには関与の度合いを考慮して罰金20万円の有罪判決が下されました。

練習中の緊張感をどのように高めるかは、指導者の腕の見せ所の一つでしょう。その方法の一つとして、ミスをした選手に追加のトレーニングをさせるなど、ゲーム的な要素を取り入れることはあり得ます。しかし、暴力や暴言に頼って緊張感を醸し出すことは許されません。

また、暴力や暴言によって選手を指導する指導者がいる場合には、他の指導者はこれを止めさせなければ、今回の事例のコーチCのように、傍観していただけても指導者としての責任を問われかねないことにも十分に留意する必要があります。



埼玉弁護士会
Saitama Bar Association